

○総務省令第六十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(第一号基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。 〔一・二 略〕 二の二 災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 〔三・四 略〕	(第一号基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 二の二 災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 〔三・四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。